

徳島県情報公開審査会答申第76号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年9月1日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H20. 8. 25. NPO関係者と、局次長〇〇，主幹△△，課長□□氏との協議した書類」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年9月4日、実施機関は、本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年9月8日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年10月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) この度の公開拒否は不当であり，是正を求める。
- (2) 県に対する苦情の申し立てに対して，不存在で対応する県には，疑心暗鬼にさせられるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると，本件処分の理由については次のとおりである。

1 実施機関における協議記録の作成について

- (1) 本件処分を行った実施機関である南部総合県民局企画振興部は，徳島県公文書公開事務取扱要綱（以下「要綱」という。）において，地方総合窓口位置付けられており，県民からの各実施機関（公安委員会，警察本部長及び公社を除く。）あての公文書公開請求書の受付のほか，日常的に公文書公開制度に関する案内や相談に応じ，また，各課室所及び他の実施機関との連絡調整等を行っているものである。
- (2) 公文書公開の対象となる公文書は，当該事務を所管する各課室等において保有し，公文書公開請求に係る決定等についても当該各課室等で実施するものである。
このため，地方総合窓口では，受け付けた請求書を所管する各課室等に送付し，また，県民から公開した公文書の内容や公文書公開請求に係る決定等の説明を求められた場合には，当該各課室等に案内，連絡し，事務を引き継ぐことにより，その事務を処理している。
- (3) このような事務の性格上，県民からの相談等の全てについて，地方総合窓口で記録を作成することは合理的ではないため，要綱は，地方総合窓口における相談等の記録の作成を求めている。このため，地方総合窓口は，相談等の内容により，個別に記録作成の必要性を判断しているものである。

2 本件処分の理由について

- (1) 本件請求で異議申立人が求めている公文書の対象となる協議の内容は，平成20年7月30日付けで提出された公文書公開請求に係る南部総合県民局農林水産部（阿南）の事務処理に対し指導を求めたものであるが，当該公文書公開請求は農林水産部において処理する事案であるため，地方総合窓口としては，協議の内容を農林水産部に伝えることで，事務処理が完結するものである。
- (2) このようなことから，実施機関においては，協議終了後，速やかに農林水産部に協議内容を口頭で報告し，対応を依頼しており，記録を作成する必要性が生じなかったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

当審査会は、本件事案について、請求の対象となる公文書の不存在を理由とした本件処分が、条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めている。さらに、徳島県文書規程第36条は、「文書による意思決定は、立案によって行うものとする。」とし、同規程第37条は、「立案は、立案用紙によってしなければならない。」と定めている。

また、復命書の作成について、徳島県職員服務規程第10条第3項は、「職員は、出張から帰任したときは・・・(中略)・・・復命書を作成して、これを提出しなければならない。」と定めている。

しかしながら、一般に協議文書は、協議した内容を報告するために作成されるものであるところ、協議内容の報告自体は意思決定そのものではないのであるから、そもそも文書作成義務がない。このことは、本件事案に係る協議文書についても同様である。

なお、本件事案に係る協議は、南部総合県民局庁舎内において、南部総合県民局の職員が異議申立人に行ったものであるから、出張中の用務にあらず、上記服務規程による復命書の作成の必要性もないものである。

- (2) また、上記第4-1に示されたような実施機関の事務の内容に照らせば、「相談等の全てについて、地方総合窓口で記録を作成することは合理的ではないため、要綱は、地方総合窓口における相談等の記録の作成を求めている。」とする実施機関の説明は、十分合理性を持つものとして是認できるものであり、本件請求に係る協議記録が作成されていなかったとしても、格別不自然・不合理な点があるとは認められない。

- (3) 以上により、本件請求の対象となる公文書を実施機関が保有していないことを理由に本件処分を行った実施機関の判断は、妥当である。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年10月31日	諮問
11月26日	実施機関からの理由説明書を受理
12月10日	異議申立人からの意見書を受理
平成21年 6月22日	審議（第67回審査会）
7月24日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議 （第68回審査会）
8月25日	審議（第69回審査会）